

宍粟市DX推進方針

令和4年6月

宍粟市

1.はじめに

社会情勢の変化やデジタル技術の向上が急速に進んでいます。

こうした情報通信技術の高度化の流れの中で、少子高齢化や人口減少社会が進行し、労働生産力の減少、経済規模の縮小等といった社会的課題が顕著になってきました。今後、この流れはますます加速し、課題の深刻化が懸念されています。また、地方自治体においても、行財政改革により職員数が制約される中で多様化、複雑化する市民ニーズに対応しつつ、持続可能な行政サービスを提供することが求められています。

国においては、自治体DX推進計画（令和2年12月25日策定）により、デジタル・ガバメント計画（令和2年12月25日閣議決定）の中で、自治体が重点的に取り組むべき事項が具体的に示されました。また、新たに創設されたデジタル庁を主体に、なお一層のデジタルシフトが求められています。

内閣府の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においては、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」をめざすため、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進することがデジタル社会のめざすビジョンとして示されています。

■ DXとは

D（デジタル）とX（トランスフォーメーション：変革）を組み合わせた言葉。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。デジタル技術を用いた変革。

これまで当市では、地域課題や行政サービスに対して、それぞれにふさわしいと思われる方策を模索し、関連するICT導入を推進してきました。しかしながら、今後これらの変化に適応していくためには、暮らしや行政の在り方そのものを見直す(再デザインする)とともに、課題や業務を利用者・生活者目線で考え、デジタル技術やデータを効果的に活用して、限られた資源を最適化しながら『人に寄り添った』課題解決に取り組む必要があります。

平成29年3月(2017年)に策定した「宍粟市ICT(情報通信技術)活用ビジョン(以下、「ICT活用ビジョン」という。)」は、「宍粟市総合計画」をICTの側面から補完する役割を担うものとして、また、総合計画に掲げられた将来像の実現を最大の目標と位置づけし、個別の展開をしてきました。その結果、取り組みをほぼ計画的に進めることができ、一定以上のレベルで達成することができています。

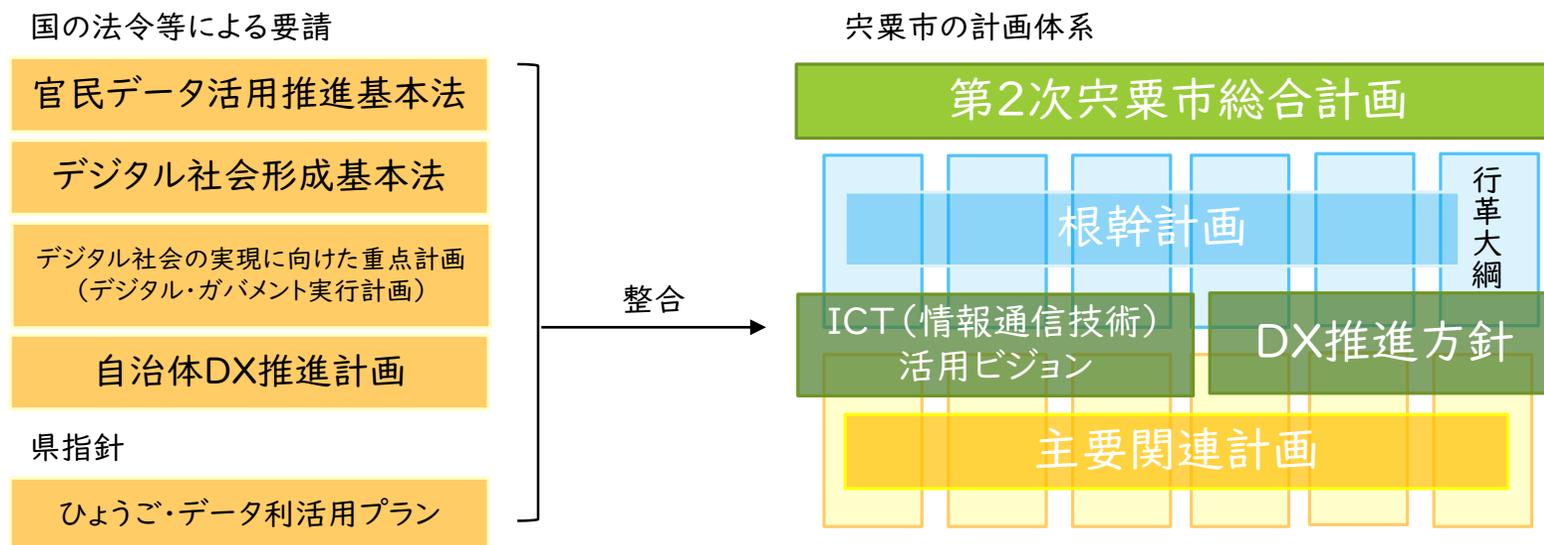
想定していた取り組みを達成しつつあるとはいえ、加速するICTの進化は、なお一層の「宍粟市の将来像:人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に必要です。

本市において、さらにデジタルシフトしていくには、明確な方針を持ちICTの活用推進の考え方を明らかにしておく必要があります。よって、「ICT活用ビジョン」策定当時には予測できなかったICTの進展や社会情勢の変化を取り込み、「ICT活用ビジョン」と整合性を図った「宍粟市DX推進方針」を定めます。

「宍粟市DX推進方針」は、ICTの活用推進を通し、持続可能な本市の実現をめざす上で、行政手続のオンライン化をはじめとする市民の利便性向上を目的としたDX(デジタル技術を用いた変革)を推進するための、全庁的な考え方や方針を示します。

2.位置づけ

「宍粟市DX推進方針」は、市の最上位計画である「第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略」と将来に渡り持続可能で安定的な行政運営をめざす「第4次宍粟市行革大綱」において、横断的な課題として位置づけられる「デジタル変革(DX)の推進」について、基本的な考え方や取組の内容、推進体制など、市としての方針を示すものであり、全ての主要施策の構築や実施に際しての基礎となります。また、国のデジタル社会形成基本法(令和3(2021)年5月公布、9月施行)をはじめ関係法令、自治体DX推進計画(令和2(2020)年12月策定)による各種要請に 대응するとともに、ひょうご・データ利活用プラン(令和2(2020)年4月策定)との整合性を図って策定します。



3. 対象期間

本方針は、総合計画の基本構想との整合性と市を取り巻く社会情勢や国・県等の動向、急速に進むデジタル化技術を踏まえ、その変化に対応するべく、適宜見直しを行うこととします。

また、本方針に沿ったDX活用事業は、毎年の実施計画の見直しのタイミングにあわせて、直近のDXを取り巻く状況を踏まえて実施計画に反映するものとします。

取組	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度	R9 (2027)年度
①第2次宍粟市総合計画後期基本計画、第2次宍粟市地域創生総合戦略	令和4年(2022)年度～令和8(2026)年度:5年間					次期計画
②第四次宍粟市行政改革大綱	令和4年(2022)年度～令和8(2026)年度:5年間					次期計画
③宍粟市ICT活用ビジョン	平成28(2016)年度～令和7(2025)年度:10年間					
④宍粟市DX推進方針	令和4(2022)年～					
基本方針	策定	毎年度ローリング				
実施計画						

4.基本方針

本方針の基本方針は、総合計画基本構想に掲げる将来像の実現に向け、その基本理念に沿ったものを定めていきます。

将来像の理念は、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」です。

この基本理念から、本方針の基本方針を、次のとおり定めます。

■ デジタル技術で暮らしと行政の在り方を再デザイン(DX)し、人と自然の輝きを、着実に未来へとつなぐまち宍粟

本方針の基本方針に、「DX」と「着実に未来へとつなぐ」という2つのキーワードを入れています。

これは、総合計画基本構想に掲げる将来像の実現をめざすとともに、人口ビジョン策定から44年後の未来の宍粟市をしっかりと見据えたDX施策の展開を重要視していることを示すものです。

5.基本目標と取組体系

DX基本方針の「デジタル技術で暮らしと行政の在り方を再デザイン(DX)し、人と自然の輝きを、着実に未来へとつなぐまち実現」を実現するために、人口減少社会においても持続可能な、すべての人に寄り添った優しいDXをめざし、以下の基本目標を掲げ、取組を進めます。

基本目標① 暮らしと行政のDX

デジタル行政サービスの提供による利用者の利便性向上と市行政の業務改善

市民のニーズを追求し、多様化するライフスタイルに対応できるよう、行政手続きのオンライン化など、市民サービスの充実を図るとともに、国や県の動向を踏まえた情報システムの標準化・共通化への対応をはじめ、AI・RPA等の技術を積極的に活用するなど、業務改善による生産性向上と職員のワークライフバランスの実現をめざす

基本目標② 地域のDX

地域社会のデジタル化とICTを活用したあらゆる分野での効率化の促進

防災や公共交通、教育現場等の地域社会のデジタル化を推進するとともに、企業や地域のさらなる発展を支援しつつ、ICTの活用により誰もが安心して暮らすことができるよう、活力ある持続可能な社会をめざす

基本方針

デジタル技術で暮らしと行政の在り方を再デザイン(DX)し、
人と自然の輝きを、着実に未来へとつなぐまち宍粟

基本目標

①暮らしと行政のDX

デジタル行政サービスの提供による
利用者の利便性向上と市行政の業務改善

②地域のDX

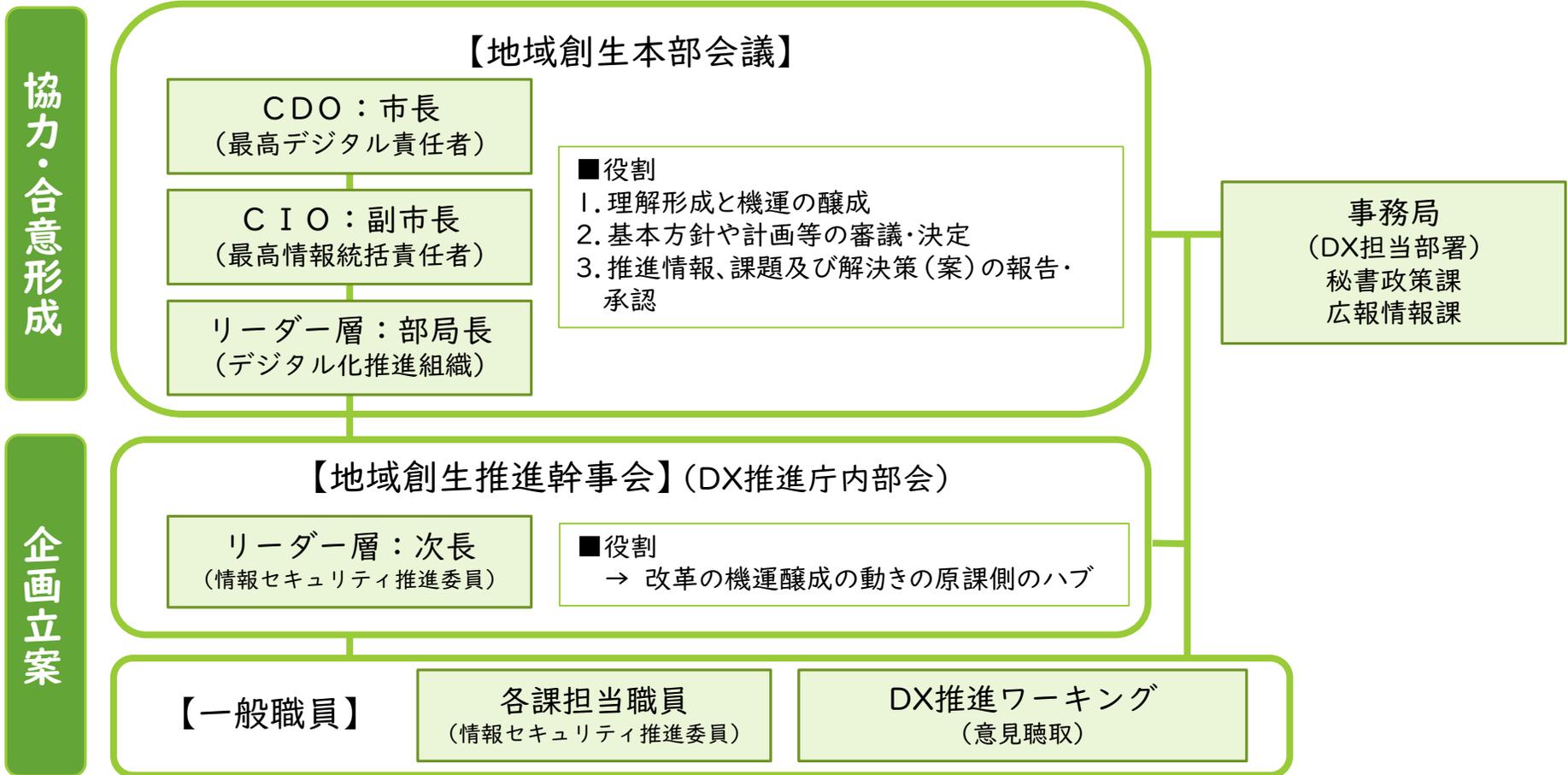
地域社会のデジタル化とICTを活用したあらゆる分野での
効率化の促進

取組体系

- ・行政手続きのオンライン化の推進
- ・マイナンバーカードの普及・活用促進
- ・情報システムの標準化・共通化への対応
- ・AI・RPA等最新技術の活用
- ・テレワークの推進
- ・行政の効率化・高度化
- ・情報セキュリティ対策の徹底 など

- ・地域社会のデジタル化の推進
- ・デジタルデバイド(情報格差)への適切な対応 など

6. 全体推進体制



7.実施スケジュール

「第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略」及び「第4次宍粟市行革大綱」の計画期間に合わせ、基本目標の実施スケジュールを次のとおりとします。なお国が示す「自治体DX推進計画」の計画期間は令和7年度までであることを受け、基本目標や取組体系は適宜見直しを行っていきます。

基本目標	取組体系	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
①暮らしと行政のDX デジタル行政サービスの提供による利用者の利便性向上と市行政の業務改善	・行政手続きのオンライン化の推進、マイナンバーカードの普及・活用促進 など	設計・導入 普及促進		運用・活用		
	・情報システムの標準化・共通化への対応 ・AI・RPA等最新技術の活用 など	検討・設計			標準システム導入・移行	
②地域のDX 地域社会のデジタル化とICTを活用したあらゆる分野での効率化の促進	・地域社会のデジタル化の推進 ・デジタルデバイス対応 など	検討・設計・導入・活用				

参考：国が示すDX推進の工程

【参考】工程表のイメージ

取組事項		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	【参考】 目標時期
BPRの取組みの徹底		大まかな取組内容					
目標時期等が設定されている取組み	自治体の情報システムの標準化・共通化	大まかな取組内容					令和7年度
	【参考】ガバメントクラウド						
	【参考】標準化						
	マイナンバーカードの普及促進	大まかな取組内容					令和4年度末
自治体の行政手続のオンライン化	大まかな取組内容					令和4年度末 ※1	
	【参考】標準仕様						
セキュリティ対策の徹底		大まかな取組内容					令和4年度末 ※2
その他の取組み	自治体のAI・RPAの利用推進	大まかな取組内容					-
	テレワークの推進						-
	地域社会のデジタル化						-
	...						-

※1 令和4年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

※2 自治体情報セキュリティクラウドについて、令和4年度末までに、都道府県の主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベル（標準要件）を満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を行う。

自治体DX推進手順書概要（令和3年7月7日総務省）より引用

8.取組体系と取組事業

①暮らしと行政のDX



(1) 行政手続きのオンライン化

取組事業	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
行政手続きの原則オンラインをめざし、各課所管の申請・届出等を総点検し、オンライン化の可否や目標開始年度を明確にする。					
	設計・導入	継続・拡充			
○各種講座の申込を、オンラインでも可能とし受講希望者の利便性向上を図る<生涯学習等>	設計・導入				

国がマイナポータルを通して提供する子育てや介護などの主要27手続のオンライン手続をはじめとした、デジタル3原則を踏まえた手続のオンライン化を推進します。

①暮らしと行政のDX



(2) マイナンバーカードの普及・活用促進

取組事業	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
国の施策と連動し、その利便性・安全性を積極的にPRし、デジタルインフラの基盤となるマイナンバーカードの普及に取り組む。					
	普及促進	活用・拡充			
○スマートフォンによる本人確認機能の活用、市独自利用による利便性の向上に向けた検討	検討・推進				

広報紙や市公式サイト、イベント等を利用し、マイナンバーカードの利便性を周知するとともに、本人確認の手段として多様な手続きに活用するなど、マイナンバーカードの効果的な普及促進を図ります。

①暮らしと行政のDX



(3) 情報システムの標準化・共通化への対応

取組事業	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
<p>ガバメント・クラウドへの移行の目標時期は2025年度であり、基幹系17業務システムについて順次移行していき、自治体情報システムの標準化を進める。</p>					
<p>○基幹業務システムを、国の示す統一した標準システムに移行する。現行システムや各課個別のシステムを管理し、最適な移行方法を検証する。</p>	<p>移行スケジュール確定</p>	<p>移行作業</p>			<p>運用</p>

令和7年度までに標準化・共通化の完成が求められています。全庁的・横断的な推進体制を整え、データやシステムの調査・調整を行い、計画的な導入に向けた検討を行います。

①暮らしと行政のDX



(4) AI・RPA等最新技術の活用

取組事業	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
<p>業務の生産性向上を図るため、AI-OCRやRPAの活用による自動化を推進する。現状自動化を実施している業務や、RPAと親和性の高い業務を積極的に紹介し、各課から相談があれば迅速にヒアリングを実施する。</p>					
○ AIチャットボットの活用及びRPAによる事務処理やシステム入力自動化導入の検討	設計・導入・拡充				

導入費用の負担軽減を考慮しながら、「自治体におけるRPA導入ガイドブック」(令和3年1月総務省)や「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」(令和3年6月総務省)を参考に、さらなるAIやRPAの導入・活用を進めます。

①暮らしと行政のDX



(5) テレワークの推進

取組事業	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
ワークライフバランスの実現や人口減少時代における労働力人口の確保、地域の活性化などへも寄与する働き方改革実現に向けた取り組みとして、ICTを利用し時間や場所を有効に活用できるテレワークの導入を検討する。					
○兵庫県在宅支援システムテレワーク兵庫を利用したテレワークの推進	推進				
○サテライトオフィスやモバイルワーク導入の検討	試行導入を実施・検証し、本格導入の時期検討				

国が提供するテレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和2年12月総務省)等を参考に、庁外環境から庁内にあるLGWAN接続系端末へリモートアクセス可能なシステムを活用し、多様な働き方に対応可能な環境を構築します。

①暮らしと行政のDX



(6) 行政の効率化・高度化

取組事業	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
行政手続のオンライン化とあわせて内部業務も一貫してデジタル化を進め、従来の業務の流れそのままではなく最適な業務手順の再設計(BPR)を行う取組を徹底する。					
○業務プロセスの見直しや優先順位の低い業務等の見直し・廃止	課題整理、見直し等の推進				
○職員のICTリテラシーの向上	検討・推進				

行政サービスをデジタルにシフトするため、行政課題の解決に向けたデジタル化の視点からの取り組みが必要です。市民の利便性向上、事務の効率化を念頭に業務の最適化を図るとともに、市職員の意識改革及びICTスキル向上をめざし、専門知識を有した外部人材を活用するなど、デジタル化に向けた職員育成に努めます。

①暮らしと行政のDX



(7) 情報セキュリティ対策の徹底

取組事業	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
情報セキュリティ研修を継続実施し、業務を遂行する上で必要不可欠なリスクや機密情報の取扱いについての知識習得を図る。また、情報セキュリティポリシーの定期的な見直しや、インシデントを未然に防ぐような業務環境の構築など、セキュリティ対策を徹底する。					
○セキュリティポリシーの改定	検討・実施				

情報漏えいやサイバー攻撃が増えている中、情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに、市民等に安全安心なサービスを利用いただくため、対策レベルの強化に努めます。

②地域のDX



(1) 地域社会のデジタル化の推進

取組事業	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
市民や市内事業所、行政の協働による課題解決の取組や、防災や産業などあらゆる分野でのデジタル技術等の効果的な活用により、地域社会全体のDXの促進を図る。					
○地域情報通信基盤(光ケーブル網)の適正管理と活用	管理・活用				
○戦略的なデジタル広報の推進	デジタル発信・結果分析・庁内共有				

増加・激甚化する災害への備えをはじめ、福祉や医療、教育、産業インフラなどあらゆる分野におけるイノベーションを推進し、市民や事業者が快適さを実感できるように取組みます。

②地域のDX



(2) デジタルデバイド(情報格差)への適切な対応

取組事業	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
スマートフォンをはじめとするデジタル機器の活用支援などの取組をすすめ、地域や年齢などの条件に左右されず、誰もがデジタル技術を利用し快適に暮らせるよう、市民が適切に情報を取得し、サービスを受けられるための支援を推進する。					
○高齢者等が、地域の身近な場所で情報通信機器やオンラインサービスの利用方法などを学習・相談できる機会の創出	検討・実施				

デジタルデバイド(情報格差)の要因には環境や能力、関心など階層性があるため、インクルーシブ(包摂的)な社会をめざしたデジタル以外の代替手段も講じながら、各階層に応じた施策を進めます。